

# 告示

## 埼玉県告示第千三百三十五号

建築士法（昭和二十五年法律第二百二号）第二十六条第二項の規定による処分をしたので、同条第四項において準用する同法第十条第五項の規定により、公告する。

平成三十年十二月二十一日

埼玉県知事 上田清司

### 一 監督処分をした年月日

平成三十年十二月十九日

二 監督処分を受けた建築士事務所の名称及び所在地、開設者の氏名（開設者が法人である場合にあつては、当該開設者の名称及びその代表者の氏名）、事務所の別並びに登録番号

名称	所在地	開設者の氏名	事務所の別	登録番号
株式会社NA O設計	埼玉県坂戸市 花影町六一二 十八	新井直	一級建築士 事務所	埼玉県知事 登録（三）第 九〇三二号

### 三 処分の内容

建築士事務所の閉鎖一年（平成三十一年三月一日から一年）

### 四 処分の原因となった事実

建築士事務所の管理建築士が建築士法第十条第一項の規定による処分を受けたため